

## 質疑応答書

### 広島市道路照明灯LED化ESCO事業

※修正した質問NOと回答を赤字で表示しています。

| NO | 頁 | 大 | 中 | 小 | 細 | 質問内容   | 回答   |
|----|---|---|---|---|---|--|--|
| 1  | 1 | 2 | 2 |   |   | 本事業は10年間の債務負担行為での契約で宜しかったでしょうか。  | お見込みのとおりです。  |
| 2  | 1 | 2 | 4 |   |   | 事業限度額に含まれている消費税は10%でしょうか。  | お見込みのとおりです。  |
| 3  | 2 | 3 | 1 | ア |   | 本市が貸与する既設道路照明灯の位置図等とありますが、位置情報を持ったGISデータや中国電力の契約データなどの資料は貸与頂けますでしょうか。  | 優先交渉権者に貸与します。  |
| 4  | 2 | 3 | 1 | ア |   | 本市が貸与する既設道路照明灯の位置図等とあるが、その内容と種類（紙、データ形式等）をお示しください。   | 優先交渉権者に灯具形式、ワット数などが記録されたデータ（SHAPE形式）を貸与します。  |
| 5  | 2 | 3 | 1 | ア |   | 調査の対象は広島市様が管理する道路照明灯約30,000灯の認識でよろしいでしょうか。また、調査予定数が大幅に増加した場合は調査費用を増やしていただけますでしょうか。   | 調査対象は、道路照明灯（デザイン照明灯等を含む。）約3万灯です。<br>調査数に大幅な増減があった場合の対応については、本市との詳細協議の中で決定します。                                |
| 6  | 2 | 3 | 2 | ア |   | 電力契約の照合及び申し込みで利用するとおもわれる電力契約の資料はデータもしくは紙のいずれかを見込んでいますか。  | 電子データを予定しています。   |
| 7  | 2 | 3 | 2 | ア |   | 既設設備に関する電力契約の調査照合において、イ以降の数量相違の把握以外に調査対象として想定している事項をお示しください。   | 電力契約の照合は（2）のア、イ、ウ、エを見込んでいます。新たに必要調査項目が判明した場合の対応については、本市との詳細協議の中で決定します。                                       |
| 8  | 2 | 3 | 3 |   |   | 現在広島市様が活用している「広島道路ナビ」以外に新たな管理システムの構築が必要という認識でよろしいでしょうか。  | 事業者の提案によります。<br>ただし、いずれにしても「ひろしま道路ナビ」の更新のための連携データベース（SHAPE形式）を納品していただく必要があります。                               |
| 9  | 2 | 3 | 3 | ア |   | データベースは、「本市が貸与する既設道路照明灯の位置図等の情報」とは別にデータベースを構築するものか、または貸与されたデータベースを改変及び情報更新して構築するものか、のいずれを見込んでいますか。                                   | データベースは貸与する既存システム（ひろしま道路ナビ）のデータベースで構築してください。   |
| 10 | 2 | 3 | 3 | イ | 5 | 「その他（見取り図）」とありますが、どのようなものをお考えでしょうか？また全ての道路照明灯について必要となりますでしょうか。   | 見取り図はESCO設備についての略図を考えており、対象となる道路照明灯はすべて必要です。   |
| 11 | 2 | 3 | 3 | ウ |   | 連携データベースの納品は、契約満了まで毎年（年2回程度、または年1回）実施するとの理解で良いでしょうか。   | 事業者の提案によります。<br>募集要領の「事業者の行う業務範囲」踏まえて提案してください。   |
| 12 | 3 | 3 | 4 | ア |   | 新たに設置する管理プレートは、約3万灯の道路照明灯すべてに設置する認識でよろしいでしょうか。   | 新たに設置する管理プレートは、ESCO事業対象でLED化される約23,500灯及び、本市が新設したLED照明灯や、開発行為等により道路管理者以外のものが設置し、本市に移管されるLED道路照明灯（年間概ね50灯）です。 |
| 13 | 3 | 3 | 4 | ア |   | 「管理番号を新たにふり直し、管理プレートを設置すること」とありますが、既設管理プレートは撤去するものと考えてよろしいでしょうか。   | 既設管理プレートは残置してください。   |
| 14 | 3 | 3 | 5 |   |   | 調査で万が一設置する自立柱が腐食等で設置が困難な場合は立替の費用は広島市様にて負担いただけるのでしょうか。また、提案にあらかじめ自立柱の再建を見込んだほうがよろしいでしょうか。   | 自立柱の腐食等により転倒の恐れがある道路照明灯が発見された場合は、本市の負担により対応します。  |
| 15 | 3 | 3 | 6 | イ |   | 「撤去した設備～については環境保護の観点から原則、再利用し、」とありますが、廃棄物を処理・加工して資源として再び利用することと考えてよろしいでしょうか。   | 事業者の提案によります。   |
| 16 | 3 | 3 | 7 |   |   | 修繕は依頼を受け付けた日から起算して、「原則3日以内に実施するものとする」と記載がございますが、3日以内とは営業日の認識で宜しいでしょうか。   | お見込みのとおりです。  |
| 17 | 3 | 3 | 7 | ウ |   | 「維持管理の追加となる道路照明灯は500灯程度（年間概ね50灯）を予定している。」とありますが、これを超過した場合の取扱いについては、別途対応について広島市様と協議するとの認識でよろしいでしょうか。また追加となる道路照明灯の新設と移設の割合はどれくらいでしょうか。 | お見込みのとおりです。追加となる道路照明灯は新設されるもののみです。   |
| 18 | 3 | 3 | 7 | ウ |   | 追加されるLED道路照明灯（LED）道路照明灯（500灯程度）に関する維持管理はどの程度まで含まれるのでしょうか。無償修繕・保証も含まれるのでしょうか。   | 事業者が設置するESCO設備と同様の維持管理をしていただきます。   |

|    |    |    |    |   |   |  |
|----|----|----|----|---|---|--|
| 19 | 4  | 3  | 8  | ア | 省エネルギー量の計測・検証において、電気料金削減額、及び削減補償額が確実に守られていることを証明する検証方法を提示し、定期的に検証するとありますが、13-（2）-ケ計測・検証計画書においては、エネルギー削減効果等の計測・検証方法を示すことを求めています。電気料金削減額の検証方法は、計測・検証報告書に記載するのでしょうか。 | 様式第17号（計測・検証計画書）の「1 エネルギー削減効果等の計測・検証方法」の欄に記載してください。  |
| 20 | 4  | 3  | 9  |   | イに「本契約終了後の事業者が設置したESCO設備の所有権については、契約に基づき履行すること。」とありますが、契約満了後はESCO設備を貴市へ無償譲渡するという整理で宜しいでしょうか。  | 事業者の提案によります。   |
| 21 | 4  | 3  | 9  |   | 道路照明灯の所有権の帰属について、期間満了後に無償譲渡する契約の場合、固定資産税は課税されないとの認識でよろしいでしょうか。  | 割賦販売と同等とみなされる場合は、課税対象外の取扱いになると思われます。   |
| 22 | 4  | 3  | 10 |   | 既設のLED道路照明灯は「（提案募集要領）21p20既設の道路照明灯数（参考）」記載の種類、灯数のみであるとの認識でよろしいでしょうか。また、既設のLED道路照明灯の設置時期等の情報を開示いただくことは可能でしょうか。   | 既設の道路照明灯数については、平成29年8月末時点での推定値ですので、詳細は現地調査により確定します。また、設置時期等については、優先交渉権者に提示する予定です。              |
| 23 | 4  | 3  | 10 |   | 「また、既にLED化されている道路照明灯は本事業に含めるものとする。」とありますが、既設のLED道路照明灯に関する業務範囲はどこまでを想定されておりますでしょうか。現地調査、電力契約照合、契約期間中の維持管理を行うものと考えてよろしいでしょうか。                                       | お見込みのとおりです。  |
| 24 | 4  | 3  | 10 |   | デザイン灯の灯数・ワット数をご教示いただけるのでしょうか。また、デザイン灯等の「等」にはほかにはなにかがあり、灯数はいくらでしょうか。   | デザイン灯約3,500灯、トンネル照明約3,000灯としています（H29年8月末時点推定値）。ワット数については把握していません。デザイン灯等の「等」については、トンネル照明灯になります。 |
| 25 | 5  | 6  | 6  |   | 工事期間は「平成31年11月上旬～平成32年3月下旬」とありますが、現地調査の期間中に一部のエリアを先行して工事着手することは可能でしょうか。   | 現地調査を終えてESCO契約を締結後、工事着手するように考えています。  |
| 26 | 5  | 7  | 2  |   | 「その他の役割」を複数の企業で構成することは可能でしょうか。<br>例：設計＝A社、調査・管理システム＝B社  | 可能です。  |
| 27 | 5  | 7  | 2  | ア | 金融役割は、2社協調の体制でもよろしいでしょうか。   | 可能です。ただし、2社の役割分担を明確にしてください。  |
| 28 | 6  | 7  | 3  | ウ | 道路照明灯LED化後の省エネルギー量及びコスト削減効果の検証にあたり、現地調査結果から公衆街路灯A以外の契約（電力量計による計量がなされている場合等）が判明した際は、従前の個別契約毎の電力量をご提示いただくと考えてよいでしょうか。   | 優先交渉権者には中国電力㈱の契約口別に機種や容量等が記録された電子データを貸与します。  |
| 29 | 6  | 7  | 3  | カ | 元請として12,000灯以上の実績とありますが、契約実績ではなく引き渡し完了しESCO（リース）が開始されているという認識でよろしいでしょうか。  | LED工事が完了し、ESCO（リース）サービスが開始されているもの又は事業が完了されているものとします。   |
| 30 | 8  | 10 | 1  |   | 工事期間中に天災等で工期を超えてしまった場合、ペナルティはありますでしょうか。   | 協議によります。募集要領P16～18（15事業実施に関する事項）をご確認ください。  |
| 31 | 8  | 10 | 1  |   | 契約候補者となった後、事業遂行が困難との事由が判明し辞退した場合、違約金などのペナルティはありますでしょうか。   | ESCO契約締結前の詳細協議の段階であれば違約金等のペナルティはありません。   |
| 32 | 9  | 10 | 2  | ウ | 3<br>参加表明時の提出書のうち、a,c,d,e,f,g,j,kは事業役割を担う事業者のみの提出で良いでしょうか。  | グループの構成事業者全員の提出が必要です。  |
| 33 | 10 | 10 | 2  | g | キャッシュフロー計算書は会社で作成をしていない場合は提出不要という認識でよろしいでしょうか。  | お見込みのとおりです。ただし、作成を義務付けられている上場会社等については、必ず提出してください。  |
| 34 | 11 | 10 | ウ  | l | 監理技術者資格者証の交付を受け、監理技術者講習を受けていれば、有する資格の内容については、問わないということでしょうか。また、監理技術者の専任の時期は、工事着手時でしょうか。   | 有する資格の内容は電気工事業に係るものとします。専任の時期はLED改修工事の着手から完了するまでの時期を考えています。                                    |
| 35 | 11 | 10 | ウ  | l | 提案書の提出時に配置可能としていた監理技術者を、協定書締結以降に変更する事は可能でしょうか。（提出時から工事着手まで期間がある為）   | 提案書の提出時に配置可能としていた者を配置する事を原則としています。なお、やむを得ない理由（転勤、病気など）がある場合は、本市との協議の中で判断します。                   |

|    |    |    |   |   |   |   |   |
|----|----|----|---|---|---|---|---|
| 36 | 11 | 11 | 1 | ア |   | 「既設道路照明灯電気料金の年度額（平成29年度）」につきまして、電気料金の内訳（電気料金、燃料調整費、再生エネルギー発電促進賦課金等）をご開示ください。また、ア、イにつきまして、開示予定は平成29年度のものとなっておりますが、平成28年度、平成27年度分も開示いただけませんか。   | 既設道路照明灯の電気料金は平成29年度の総額（H29.8月末時点推定値）を参加表明書の提出時に紙ベースで配布することとしています。<br>なお、内訳と平成27年度分、平成28年度分についてはデータがありません。   |
| 37 | 11 | 11 | 1 | ア |   | 既設道路照明灯電気料金の年度額（29年度）はどのような単位での開示となるのでしょうか。電力会社との契約単位別の年間電気料金が電子データとして提示いただけるのでしょうか。  | 道路照明灯約23,500灯の平成29年度電気料金の総額（円/年）を提示します。<br>中国電力㈱の契約口別に機種や容量等が記録された電子データは優先交渉権者に貸与します。   |
| 38 | 11 | 11 | 1 | イ |   | 「イ既設道路照明灯修繕費の年度額（平成29年度）」につきまして、修繕費用の内訳（灯具交換、ポール立替等）をご開示下さい。  | 既設道路照明灯修繕費の年度額（平成29年度）の内訳はランプ取替（灯具の取替費用）と器具取替（自動点滅器、安定器等の取替費用）のそれぞれ総額（円/年）です。参加表明書提出時に配布します。  |
| 39 | 12 | 13 |   |   |   | 提案書に別添資料を添付する場合、枚数制限の対象はございますでしょうか。   | 添付資料についての枚数制限はありません。なお、提案内容については、募集要領に規定する枚数のとおりです。   |
| 40 | 13 | 13 | 2 | 5 |   | 電気料金の計算は中国電力㈱平成31年2月分の公衆街路灯Aを消費税10%として計算して宜しいでしょうか。また、電気代を消費税10%で計算する場合、ベースライン側のH29年の電気料金決算額も消費税10%見合いでの計算として宜しいでしょうか。  | 電気料金の算出に当たっては、中国電力㈱が公表している電気料金を消費税10%へ換算(X/1.08*1.10)した単価（小数点第3位を四捨五入）を用いてください。また、ベースラインについても、参加表明書の提出時に配布する、既設道路照明灯電気料金の年度額（平成29年度）及び既設道路照明灯修繕費の年度額（平成29年度）を同様に消費税を10%へ換算(X/1.08*1.10)した金額（小数点以下切り捨て）を用いてください。   |
| 41 | 13 | 13 | 2 | ア | 5 | 電気料金に関して、中国電力株式会社公表の平成31年2月分の公衆街路灯A、燃料費調整額、再生可能エネルギー発電促進賦課金には消費税8%が含まれていますが、10%に修正して算出することでよいでしょうか。またその場合事業者ごとのバラつきをなくすため、算出の計算式を統一していただきたい。  | NO.40のとおり。  |
| 42 | 13 | 13 | 2 | ア | 5 | 電気料金について、中国電力の公表している平成31年2月分の単価をベースとして算出することと記述されている。（消費税8%）一方で、提案総括表（様式第10号の2および3）においては、全て消費税10%で記載することを求めている。また事業資金計画書（様式第14号の1）は平成31年9月までは消費税8%、10月からは消費税10%と定められている。電気料金削減額の算定にあたっては、消費税値上がり後の中国電力の単価が不明であるため、要領13-（2）-ア-⑤の定めに沿って、全期間消費税8%で計算してよいでしょうか。 | NO.40のとおり。  |
| 43 | 13 | 13 | 2 | ア | ⑤ | 「照明灯が年間4200時間点灯で公衆街路灯Aを基準に算出」とありますが、公衆街路灯A以外の道路照明灯があるのならば、数量をご提示いただけませんか。また、電気料金の計算はすべて「公衆街路灯A」として計算してよろしいのでしょうか。   | 公衆街路灯A以外に従量制のものがあると考えられますが、把握していません。<br>電気料金の計算はすべて公衆街路灯Aで計算してください。   |
| 44 | 15 | 14 | 2 | キ |   | スクリーンに映すプレゼンテーション資料は提案書の様式とは別のプレゼンテーションソフト（パワーポイント）を使用しても良いのでしょうか。  | 可能とします。ただし、提案書提出時に添付していない資料を新たに配布することは禁止とします。   |
| 45 | 19 | 16 | 4 |   |   | 契約保証金について、広島市契約規則第31条第1項第3号に該当する者が構成員の中に存在する場合は契約保証金の納付を免除される、との認識でよろしいでしょうか。また、同規則第31条第1項1号に基づき、履行保証保険を締結する場合、一般的には最長でも保証期間が5年となりますので、この場合は5年目後に更新手続きを行う前提で、同号の要件を充足するものと理解してよろしいでしょうか。  | 広島市契約規則第31条第1項第3号の適用は事業役割の事業者が該当する場合とします。<br>履行保証保険の保険期間を更新前提で同号の要件を充足することは可能です。<br>詳細は広島市HPの以下サイトの「契約保証金の納付等について（長期継続契約用）」を参照ください。<br>↓<br><a href="http://www.city.hiroshima.lg.jp/www/contents/1378710491471/index.html">http://www.city.hiroshima.lg.jp/www/contents/1378710491471/index.html</a> |
| 46 | 19 | 17 | 1 | エ |   | 既存灯具に遮光機能（遮光板・ルーバ等）が備わっている道路照明灯は同等の機能を有すること、とありますが、これらの数量はご教授頂けるのでしょうか。器具コストの算出が変わります。  | 数量は把握していません。  |
| 47 | 19 | 17 | 2 | ア |   | 外壁等に設置されている場合であっても設置できるものとする、とありますが、外壁用の金具の数量はご教授頂けるのでしょうか。   | 数量は把握していません。  |
| 48 | 19 | 17 | 2 | ウ |   | 「入力電圧は100V/200Vに対応できること」とありますが、一部の高出力機器で200V専用機を選定することは可能でしょうか。   | 事業者の提案によります。<br>募集要領の「LED道路照明灯の灯具仕様」を踏まえて提案してください。  |
| 49 | 20 | 17 | 2 | オ |   | LED灯具の本体色は、既存の道路照明灯と同色のものとする、とありますが、これらの数量はご教授頂けるのでしょうか。器具コストの算出が変わります。   | 数量は把握していません。  |

|    |    |    |  |        |  |  |
|----|----|----|--|--------|--|--|
| 50 | 21 | 20 |  |        | 設計段階において、実際の灯数との間で齟齬が生じた結果、契約金額が増減することとなった場合は、入札時のESCOサービス料総額の提示額に関わらず、契約締結の際には広島市と協議のうえ調整いただけたとの認識でよろしいでしょうか。                                 | 本市との詳細協議の中で決定します。  |
| 51 | 21 | 20 |  |        | 既存の道路照明灯数について参考提示されていますが、全数が公衆街路灯A契約と仮定して電気料金の試算を行うとの認識で良いでしょうか。（現状、LED化後ともに）また、既存のLED街路灯は電気料金試算に含めるとの認識で良いでしょうか。                              | お見込みのとおりです。  |
| 52 | 21 | 20 |  |        | 既存の道路照明灯数については、電力会社との契約口数ではなく道路照明灯の灯数との認識で良いでしょうか。また、契約口数が何口あるか公表はいただけるのでしょうか。   | 既存の道路照明灯数についてお見込みのとおりです。中国電力㈱の契約口別に機種や容量等が記録された電子データは優先交渉権者に貸与します。   |
| 53 | 21 | 20 |  |        | 現状の電力契約について、次の項目の公開は可能でしょうか。<br>・公衆街路灯Aの契約口数、容量別の灯数<br>・公衆街路灯Bの契約口数、容量別の灯数<br>・公衆街路灯Cの契約口数、契約電力、容量別の灯数   | 中国電力㈱の契約口別に機種や容量等が記録された電子データは優先交渉権者に貸与します。   |
| 54 | 21 | 20 |  |        | 既存の道路照明灯数の契約容量欄に、LED50VA、LED100VAとありますが、LED照明は電灯区分になると思いますので、LED50VAは40～60W区分、LED100VAは60～100W区分との認識で良いでしょうか。                                  | お見込みのとおりです。  |
| 55 | 21 | 20 |  |        | 既存の道路照明灯数について、契約容量ごとの灯数は、照明ランプのワット数により集計されたものでしょうか。  | 契約容量ごとの灯数です。   |
| 56 | 21 | 20 |  |        | 従量制はないと考えて、電気代を算出してよろしいでしょうか。  | お見込みのとおりです。  |
| 57 | 21 | 20 |  |        | 既存の道路照明灯（参考）に関して光源の欄で、ナトリウム灯、セラミックメタルハライドランプ等とありますが、契約容量単位でそれぞれが、何灯あるか教えてください。例えば1,698灯の内、ナトリウム灯〇〇灯、セラミックメタルハライド〇〇灯というような区分でご教示いただくことは可能でしょうか。 | 数量等については把握していません。  |
| 58 | 21 | 20 |  |        | 60Wから100Wまでの水銀灯に関しましては、明るさを確保できれば防犯灯に置き換えてもよろしいでしょうか。  | 事業者の提案によります。募集要領の「LED道路照明灯の灯具仕様」を踏まえて提案してください。   |
| 59 | 21 | 20 |  |        | ナトリウム灯設置箇所は、色温度の低いLED照明を設置したほうがよろしいでしょうか。  | 事業者の提案によります。募集要領の「LED道路照明灯の灯具仕様」を踏まえて提案してください。   |
| 60 |    |    |  | 提案評価基準 | NO2（基本的事項）予定利益総額の評点について、利益総額の提示が最大であるものが満点の配点と思われるのですが、2位以降の順位者の配点はあるのでしょうか。又差し支えなければ順位による配点の計算方法を提示ください。                                      | 予定利益総額の評点については、利益総額の大小だけではなく、総合的に評価して審査委員会において評点を決めることとしています。  |
| 61 |    |    |  | 提案評価基準 | NO2（基本的事項）予定利益総額の評価視点の予定利益額の意味について、一般的に予定利益額とは省エネによる電気料金削減金額を意味すると考察しますが、ESCOにおける総事業費（予定価格）の削減金額も含まれるのでしょうか。                                   | 予定利益総額とは様式第10号の3の「⑨ 市の保証利益総額」です。   |
| 62 |    |    |  | その他    | 工事対象路線の中で市道以外（国道、県道）があれば事前にご教授いただけますでしょうか。   | 本市は、市道の他に国道（指定区間外）、県道を管理しており、工事対象路線となります。なお、本市が管理している道路は広島市HP内の以下のサイトにより公表しています。<br>↓<br><a href="https://www2.wagmap.jp/hiroshimacity/Portal">https://www2.wagmap.jp/hiroshimacity/Portal</a> |
| 63 |    |    |  | その他    | 既設道路照明灯のポール・アームの仕様に関する情報がありましたら、ご教示いただけないでしょうか。  | 標準的な仕様につきましては、参加表明書の提出時に配布資料と合わせて、提示します。   |
| 64 |    |    |  | その他    | 既設道路照明灯で電力柱やNTT柱、他の所有者等へ供架設置する灯具数の情報がありましたら、ご教示いただけないでしょうか。  | 数量は把握していません。   |

|    |          |   |  |
|----|----------|---|--|
| 65 | その他      | 既設道路照明灯で他の道路管理者等の敷地へ設置されている灯具数の情報がありましたら、ご教示いただけないでしょうか。また今回のE S C O事業で占用許可申請が必要となりますでしょうか。   | 他の管理者等が管理する敷地へ設置されている数量は把握していませんが、灯具の取替程度であれば占用許可申請については不要と考えています。               |
| 66 | その他      | 自動点滅器、ポールアダプター、電力柱用取付バンド、供架アーム、遮光版、ルーバー、壁設置、指定色の数量はご指示頂けないでしょうか。  | 数量は把握していません。   |
| 67 | その他      | 捺印について、「代表者印」とありますが、所謂代表取締役の印となるのでしょうか。広島市に業者登録を行っている場合、その登録印では代用不可でしょうか。または、代表取締役からの委任状の提出を前提として、受任者である支店長等の印を使用することは可能でしょうか。                  | いずれの場合も可能とします。   |
| 68 | 様式第5号の4  | 様式第5号のその他の書式については各役割会社ごとに作成する形となっておりますが、こちらの書類はグループで纏めて1枚の提出という形になるのでしょうか。またこの場合の下部標記で「グループ名」とありますが、こちらは事業役割会社名でよろしいでしょうか。                      | お見込みのとおりグループでまとめた提出となります。また、グループ名について取り決めはありません。                                 |
| 69 | 様式第6号    | 「募集要領6p 7応募条件(3)応募者資格」にて、長期リース業務による実績も資格に含まれるとのことですので、この場合、実績一覧表に長期リース業務による実績を記載する形でよろしいでしょうか。  | お見込みのとおりです。  |
| 70 | 様式第10号の2 | 提案総括表において、エネルギーのベース量として、37522.5kwhとの記述がありますが、どのような計算根拠により算出されているのでしょうか。   | 計算根拠は下記になります。<br>【各照明灯の消費電力(W)×広島市の各照明灯数(防犯灯、デザイン灯、トンネル照明灯も含む)×点灯時間4380(h/年)】の総計 |
| 71 | 様式第10号の2 | 電気料金の削減額について記入しますが、ベースとなる現状の電気料金については、要領20の既設の道路照明灯数に基づき、中国電力の公表している平成31年2月分の単価をベースとして算出する手法で良いでしょうか。既設道路照明灯電気料金の年度額(29年度)は、参考値として考えてよろしいでしょうか。 | NO.40のとおり。   |
| 72 | 様式第18号   | 【募集要領12p3 13 提案提出書類・作成要領(2)作成要領 アー一般事項②】にて「応募者を特定できる表示を一切してはならない。」とありますが、構成員含む応募者以外の企業(「地域経済の活性化」のため業務を委託する予定の市内事業者等)については会社名等を記載してもよろしいでしょうか。  | お見込みのとおりです。  |